

さ ぬ き 市 運 動 公 園

{ 津 田 総 合 公 園
長 尾 総 合 公 園
志 度 総 合 運 動 公 園 }

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令 和 6 年 9 月

さ ぬ き 市

目 次

1 施設の概要 (1) 名称及び所在 (2) 設置目的 (3) 施設等の概要	8 応募資格・条件 (1) 応募資格 (2) 応募条件
2 管理の基準 (1) 使用時間、休場日 (2) 関係法令、条例の遵守 (3) 個人情報の保護 (4) 情報公開 (5) 行政手続条例の適用 (6) 文書の管理 (7) 守秘義務 (8) 業務の一括委託の禁止 (9) 事業報告書の提出 (10) 事業計画書及び収支計画書の提出	9 申請方法 (1) 提出書類 (2) 質問事項の受付 (3) 申請に要する経費 (4) 申請書等の提出 (5) その他
3 業務の範囲 (1) 施設の利用に関する業務 (2) 施設の運営管理に関する業務 (3) 施設の維持管理に関する業務	10 選定方法 (1) 選定基準 (2) 選定結果
4 指定の期間	11 指定管理者の指定及び協定の締結 (1) 指定管理者の指定 (2) 協定の締結
5 指定管理業務に要する経費 (1) 指定管理料の協議 (2) 指定管理料の支払 (3) 経費の区分	12 留意事項
6 利用料金 (1) 利用料金の設定 (2) 利用料金収入の取扱い	13 問合せ先
7 経費の分担	

さぬき市運動公園指定管理者募集要項

さぬき市では、市内の運動公園のうち津田総合公園、長尾総合公園、志度総合運動公園について、住民サービスの向上と管理業務の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びさぬき市運動公園条例（平成14年さぬき市条例第93号）第13条の規定に基づき、以下のとおり3施設を一括して管理する業務を行う指定管理者を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称及び所在

- ① 津田総合公園（所在：さぬき市津田町津田2020番地）
- ② 長尾総合公園（所在：さぬき市長尾東2450番地）
- ③ 志度総合運動公園（所在：さぬき市鴨庄4305番地1）

(2) 設置目的

スポーツ及び文化の振興を図り、市民の心身の健全な発達と市民の憩いの場にするとともに、あわせて地域の連帯感を高めることを目的としています。

(3) 施設等の概要

① 津田総合公園

○供用開始：平成2年4月1日

○面積：130,000㎡

○有料施設

- ・テニスコート（全天候砂入人工芝：4面）
- ・野球場（両翼：92m、中堅：120m、内野：黒土混合土、外野：天然芝）
- ・ゲートボール場（4面）
- ・夜間照明施設（テニスコート：14基）（野球場：6基）

○無料施設

- ・イベント広場

○その他便益施設等

- ・管理棟（トイレ、身障者用トイレ、会議室、管理事務所）
- ・テニスコート附属棟（トイレ、更衣室、ベランダ）
- ・野球場附属棟（本部席、来賓席、審判室、トイレ、ダッグアウト、倉庫、バックスクリーン一体型得点表示、放送設備、観覧席：350名）
- ・野球場観覧席（天然芝席：1,200名）
- ・公衆用トイレ2箇所・駐車場（東側：113台、西側：122台）

② 長尾総合公園

○供用開始：昭和58年10月1日

○面積：168,575㎡

○有料施設

- ・テニスコート（全天候砂入人工芝：7面）
- ・野球場（両翼：92m、中堅：120m、内野：黒土混合土、外野：天然芝）

- ・多目的広場（面積：12,500㎡内天然芝面積：8,000㎡、簡易照明20灯）
- ・夜間照明施設（テニスコート：8基、野球場：6基）
- ・パターゴルフ場（18ホール、人工芝）
- ・研修センター（会議室、和室会議室、事務室、トイレ）
- ・コテージ（7棟、収容人数37名）
- ・野外バーベキュー施設（6箇所）
- ・野外ステージ（ステージ面積：70.63㎡）
- 無料施設
 - ・遊具広場
 - ・ローラースケート場（面積：4,190㎡）
- その他便益施設等
 - ・テニスコート附属棟（トイレ、ロッカールーム、事務所、休息室）
 - ・野球場附属棟（本部席、審判室外、ダッグアウト、スコアボード、倉庫、放送設備、観覧席：350名）
 - ・野球場内野観覧席（天然芝席：2,000名）
 - ・倉庫5棟・公衆用トイレ3箇所・多目的広場駐車場（39台）
 - ・テニスコート駐車場（21台）・野球場駐車場（64台）
- ③ 志度総合運動公園
 - 供用開始：昭和59年4月1日
 - 面積：57,081㎡
 - 有料施設
 - ・テニスコート（全天候砂入人工芝：4面、全天候型ハードコート：2面）
 - ・野球場（両翼：91m、中堅：121m、内野：黒土混合土、外野：天然芝）
 - ・運動広場（面積6,673㎡、バックネット、外野フェンス、ベンチ）
 - ・夜間照明施設（テニスコート：27基、野球場：6基、公園広場：4基）
 - 無料施設
 - ・芝生広場（面積：2,787㎡）・遊具広場（960㎡）
 - ・自由広場（面積：1,363㎡）
 - その他便益施設等
 - ・テニスコート附属棟（トイレ、更衣室、管理事務所併設）
 - ・野球場附属棟（本部席、来賓席、審判室、トイレ、ダッグアウト、倉庫、更衣室、スコアボード、放送設備、観覧席：126名）
 - ・野球場内野観覧席（1塁側：1,260名、3塁側：1,440名）
 - ・倉庫3棟・公衆用トイレ2箇所・上部駐車場（78台）
 - ・テニスコート駐車場（16台）

2 管理の基準

(1) 使用時間、休場日

施設の使用時間、休場日は、次のとおりです。ただし、指定管理者は、指定管理業務の実施に当たり、必要と認められるときは、教育委員会の承認を得て、下記の使用時間、休場日を変更することができます。

① 津田総合公園

施設名	使用時間	休場日
野球場	午前 8 時30分～午後10時	(1) 木曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで
テニスコート	午前 8 時30分～午後10時	
ゲートボール場	午前 8 時30分～午後 5 時	

② 長尾総合公園

施設名	使用時間	休場日
野球場	午前 8 時30分～午後10時（12月1日から翌年の3月31日までの間は、午前 8 時30分から午後 5 時まで）	(1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで
多目的広場	午前 8 時30分～午後10時	
テニスコート	午前 8 時30分～午後10時	
野外ステージ	午前 8 時30分～午後 8 時	
野外炊飯施設	午前 8 時30分～午後10時	
パターゴルフ	午前 8 時30分～午後10時	
研修センター	午前 8 時30分～午後10時	
コテージ	午後 3 時30分～翌日午前10時	無休

③ 志度総合運動公園

施設名	使用時間	休場日
野球場	午前 8 時30分～午後10時	(1) 水曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで
テニスコート		
ゲートボール場		

(2) 関係法令、条例の遵守

指定管理業務の遂行に当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守してください。

- ① 地方自治法
- ② 都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則
- ③ さぬき市都市公園条例、さぬき市都市公園条例施行規則
- ④ さぬき市運動公園条例、さぬき市運動公園規則
- ⑤ 労働基準法
- ⑥ さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例、さぬき市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ⑦ その他関係法令及び条例

(3) 個人情報の保護

指定管理者業務の実施に当たって指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定に基づき、取り扱う個人情報について、その安全管理のために必要かつ適切な措置を講じることが必要です。

(4) 情報公開

指定管理業務の実施に当たって作成し、又は取得した文書等は、個人情報を保護した上で情報公開に努めることが必要です。

(5) 行政手続条例の適用

施設の利用許可等の手続については、さぬき市行政手続条例に基づき行うことが必要です。

(6) 文書の管理

指定管理業務の実施に当たって作成し、又は受領した文書等は、指定期間満了の日まで適正に管理、保管することが必要です。また、指定期間終了又は解除された後に、教育委員会の指示に従って文書等を引き渡してください。

(7) 守秘義務

指定管理業務の実施に当たって知り得た内容を第三者に漏らすなど、個人の利益のために使用してはなりません。

(8) 業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わすことはできません。

(9) 事業報告書の提出

毎年度終了後、業務全般に関する事業報告書を作成し、翌年度の4月末日までに提出することが必要です。

(10) 事業計画書及び収支計画書の提出

次年度の事業計画書及び収支計画書を毎年度9月末日までに提出することが必要です。

3 業務の範囲

指定管理者は、次の業務を行わなければなりません。詳細は、別紙に定める「さぬき市運動公園指定管理者業務仕様書」に従い実施することになります。

(1) 施設の利用に関する業務

- ① 施設の利用の受付及び承認（取消しを含む。）に関する業務
- ② 利用料金の徴収に関する業務
- ③ 施設の利用案内に関する業務
- ④ 施設利用に伴う備品類の貸出しに関する業務
- ⑤ 利用の調整に関する業務
- ⑥ インボイス制度への対応業務
- ⑦ その他

(2) 施設の運営管理に関する業務

- ① 事業計画書及び収支計算書の作成
- ② 事業報告書の作成
- ③ 利用統計（施設利用者数等の集計・報告）

- ④ 職員研修
- ⑤ その他
- (3) 施設の維持管理に関する業務
 - ① 保守管理、点検、保全に関する業務
 - ② 清掃に関する業務
 - ③ 保安警備に関する業務
 - ④ 備品等の保守管理、調達に関する業務
 - ⑤ その他維持管理

4 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日（5年間）

ただし、管理を継続することが適当でないとき、地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消すことがあります。

5 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料の協議

管理に係る経費については、指定管理者から提出される収支計画を踏まえ、予算編成の過程及び議会の議決を経て、年度協定において決定します。なお、申請時に提出のあった額を下回る場合があります。

(2) 指定管理料の支払

指定管理料は、会計年度ごとに支払います。支払時期や方法は、年度協定で定めま

(3) 経費の区分

経費及び収入は、原則として団体の口座とは別の口座で管理してください。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

6 利用料金

(1) 利用料金の設定

利用料金は、次の区分に応じた範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとします。

《各総合公園施設の利用料金の上限》

1 津田総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	円
		市内 1,000
野球場照明施設	30 分	市外 2,000
		市内 1,250
		市外 2,500

ゲートボール場	1 時間 (1 コート)	市内 250
		市外 500
テニス場	1 時間 (1 コート)	500
テニス場照明施設	30 分間 (1 コート)	500

2 長尾総合公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	円
		市内 1,000
		市外 2,000
野球場照明施設	30 分	市内 2,000
		市外 4,000
野球場本部室冷暖房施設	1 時間	市内 500
		市外 1,000
多目的広場	1 時間	市内 1,000
		市外 2,000
多目的広場照明施設	30 分間	市内 350
		市外 700
テニス場	1 時間 (1 コート)	平日 500
		土曜日
		日曜日 1,000
		祝日
テニス場照明施設	30 分間 (1 コート)	500
野外ステージ	1 時間	市内 1,000
		市外 2,000
野外ステージ照明施設	30 分間	市内 150
		市外 300
野外炊飯施設	1 回 (1 基)	市内 300
		市外 600
パターゴルフ	1 ラウンド	300
研修センター	1 時間	市内 1,000
		市外 2,000
コテージ	宿泊 5 名まで	土曜日及び祝日の前日 12,000
		日曜日及び祝日 11,000
		平日 10,000
	休憩 5 名まで	土曜日、日曜日及び祝日 4,000
		平日 3,500

- 1 宿泊使用時間は、午後 3 時30分から翌日の午前10時までをいう。
- 2 休憩使用時間は、午前10時から午後 3 時までをいう。
- 3 小学生以上の者を定員料金の対象とする。
- 4 宿泊の場合において定員を超えるときは、定員を超える 1 人につき1,000円を料金に加算する。
- 5 休憩の場合において定員を超えるときは、定員を超える 1 人につき500円を料金に加算する。
- 6 宿泊、休憩利用において延長滞在することができるものとし、1 時間につき1,000円を追加料金とする。
- 7 4月28日から5月5日まで、7月20日から8月31日まで及び12月28日から1月3日までの期間については、宿泊使用の場合は土曜日及び祝日の前日の料金とし、休憩使用の場合は土曜日、日曜日及び祝日の料金とする。
- 8 使用開始後において、使用許可を受けた者以外の使用があった場合は、当該使用料金の2倍の額を徴収するものとする。

施設名	単位	料金
バーベキューセット・コンロ	1組	円 300
調理セット	1組	200
食器セット	1組	200

- 1 料金は、1日又は1泊当たりの料金とする。
- 2 連続して使用する場合の料金は、1日増えるごとに、1日分の料金を加算した額とする。

3 志度総合運動公園

施設名	単位	使用料
野球場	1 時間	円 市内 1,000
		市外 2,000
野球場照明施設	30 分	市内 1,250
		市外 2,500
運動広場	1 時間	市内 200
		市外 400
運動広場照明施設	30 分間	市内 750
		市外 1,500
テニス場	1 時間 (1 コート)	500
テニス場照明施設	30 分間 (1 コート)	500

(2) 利用料金収入の取扱い

施設の利用に際して利用者が負担する利用料金は、指定管理者の収入とします。

7 経費の分担

教育委員会と指定管理者の経費の分担は、別紙「さぬき市運動公園指定管理者業務仕様書」に定める経費の分担表のとおりとします。

ただし、経費の分担表に定めのない経費が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議の上、経費を分担します。

8 応募資格・条件

(1) 応募資格

応募者は法人その他の団体（以下「法人等」という。）とし、個人での応募はできません。また、次の事項のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市及び香川県の一般競争入札等の参加の制限を受けている法人等
- ② 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続をしている法人等
- ③ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市から指定を取り消されその取消しの日から2年以上を経過していない法人等
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税又は市町村税を滞納している法人等
- ⑤ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ⑥ 集团的に又は常習的に暴力的不当行為等を行うおそれのある法人等

(2) 応募条件

- ① 申請する法人等は香川県内に本店又は主たる事務所（法人等の登記住所地）を有すること。また、複数の法人等で共同して申請する場合は、代表の法人等が香川県内に本店又は主たる事務所を有すること。
- ② 複数の法人等で応募する場合は、代表者及び代表する法人等を定めるものとする。
- ③ 申請1団体につき1申請とし、複数の申請はできない。なお、複数の法人等で申請する場合についても同じとする。
- ④ 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者として登録を受けた法人等であること。

9 申請方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ② 事業計画書（別紙様式2）
- ③ 収支計画書（別紙様式3）
- ④ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則）
- ⑤ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本

- ⑥ 経営状況及び業務内容を説明する書類（申請日の属する事業年度の直近3期分に係る業務内容及び財務状況が記載されているもの）
 - ⑦ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）並びに地方税の滞納がないことを証明する書類※納税証明書、完納証明書等
 - ⑧ 暴力団等に該当していないものであることを宣誓する書類
- (2) 質問事項の受付
- 申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受付します。なお、内容によっては時間をいただくことがあります。
- ① 質問受付期間
令和6年9月9日（月）午前8時30分から令和6年9月20日（金）午後5時まで（土・日・祝日を除く。）
 - ② 質問受付方法
質問票（別紙様式）に記入の上、ファクシミリ又は電子メールで受付します。なお、未到着防止のため、送信後必ず生涯学習課まで連絡及び確認をお願いします。
 - ③ 現場説明会
全体を対象とした現場説明会の予定はありません。要望に応じ、各施設の現場説明を行いますので、希望する場合は、生涯学習課まで連絡してください。
- (3) 申請に要する経費
- 申請に要する経費等は、申請者の負担とします。
- (4) 申請書等の提出
- ① 受付期間
令和6年9月9日（月）から令和6年9月30日（月）まで（土・日・祝日を除く。）
 - ② 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの間を除く。）
 - ③ 提出方法
持参又は郵送により受付します。
※郵送の場合は、書留郵便により令和6年9月30日（月）午後5時必着のこと。
※電子メール、ファクシミリでの提出は認めません。
 - ④ 提出先
さぬき市教育委員会事務局生涯学習課社会体育係
〒769-2396 香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地
 - ⑤ 提出部数
原本1部、副本として写しを14部添えて提出してください。
- (5) その他
- ① 提出された書類の内容を変更することはできません。（軽微な変更は除く。）
 - ② 提出された書類は、必要に応じて複写します。また、理由の如何にかかわらず返却はしません。
 - ③ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
 - ④ 申請書類の提出後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。辞退届の様式は問いません。
 - ⑤ 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

- ⑥ 教育委員会が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑦ 提出する証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3か月以内のものとし、それぞれ発行官公署において定められた様式を使用してください。

10 選定方法

指定管理者の選定を公平かつ適正に行うため、さぬき市指定管理者選定審議会により指定管理者の候補者を選定します。

指定管理者候補者の選定については、申請書書類等による書類審査により行いますが、必要に応じてヒアリング及びプレゼンテーションを行います。なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

(1) 選定基準

審査基準		審査項目	配点
1	(1) 事業計画書による当該施設の運営が住民の平等利用を確保することができるかどうか。	①平等利用のための方策が十分検討されているか。 1) 事業内容に偏りはないか。 2) 障害者、高齢者等への配慮がなされているか。	8
2	(2) 事業計画書の内容が当該施設の効用を最大限に発揮させられるものであるかどうか。	①サービス向上の方策について 1) 創意工夫ある提案であるか。 2) 利用者の利便性や快適性が向上する具体的な提案があるか。 3) 地域との関わりや関係機関との連携は十分であるか。 4) 利用者の要望の把握や意見等を取り入れる仕組みがあるか。 ②管理・運営の意欲、方針について 1) 意欲、熱意があるか。 2) 施設サービスの課題把握と、その解決策は的確であるか。 3) 施設の機能や設備を十分活用する仕組みがあるか。 ③自主事業の実施について 1) 利用者を増加させるための実現性のある仕組みがあるか。 2) 地域を活性化させるための仕組みがあるか。 ④安全・安心対策について 1) 利用者の安全・安心対策が十分であり、かつ適切であるか。	60

		2) 事故や災害時等の緊急時において適切な対応ができる体制となっているか。 3) 個人情報保護管理体制及び情報公開への対応が十分であり、かつ適切であるか。 4) 責任者が明確に示されているか。 ⑤施設の維持管理について 1) 関係機関との連携等、施設、設備の適切な維持管理体制が整っているか。 2) 施設、設備のメンテナンスの取組は良好であるか。	
3	(3) 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図られるものであるかどうか。	①経費の適切な算定ができているか。 1) 過大な収入見込みや単純な経費の切下げなど収支計画に無理はないか。 2) 必要な経費が全て計上されているか。 3) 効率性、経済性を考慮した管理経費の設定となっているか。	12
4	(4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるかどうか。	①人的能力 1) 職員の配置・管理体制は十分であるか。 2) 職員の育成、研修体制は適切であるか。 3) 類似施設の管理運営経験者はいるか。 ②物的能力 1) 安定した管理運営ができる財務状況であるか。 2) 必要な機材等は確保されているか。	20

(2) 選定結果

選定結果については、応募いただいた全ての団体等に文書で通知します。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、さぬき市議会での議決を経て、指定管理者として指定します。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後に、指定管理者は教育委員会と協議の上、指定管理業務に関し、包括的な事項を定めた「基本協定」を締結します。

また、初年度の実施事項を定めた「年度協定」を締結し、協議の上、年度ごとに更新します。

12 留意事項

(1) 事業の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合には、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりとしま

す。

- ① 指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合には、教育委員会は指定の取消し、又は業務の全部及び一部の停止を命ずることができるものとします。この場合、教育委員会に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。
- ② 当事者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合
教育委員会又は指定管理者の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合には、両者は、業務継続の可否について協議するものとします。
協議の結果、業務の継続が困難と判断した場合は、教育委員会は指定の取消し等を命ずることができるものとします。
- ③ 業務の引継ぎ
指定期間の終了、又は指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合には、円滑な引継ぎに協力するものとします。

13 問合せ先

- ① 住 所 〒769-2396香川県さぬき市寒川町石田東甲425番地
- ② 担当課名 さぬき市教育委員会事務局生涯学習課社会体育係
- ③ 電話番号 0879-26-9974
- ④ ファックス番号 0879-26-9975
- ⑤ メールアドレス syogaigakusyu@city.sanuki.lg.jp